

2018年6月7日

投資家の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ・コモディティファンド」
の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

このたび当社では、下記の通り、追加型証券投資信託「パインブリッジ・コモディティファンド（愛称：ネイチャーメイド）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2018年8月31日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを行っております。

つきましては、当ファンドのご購入に際しましては、当該信託の終了（繰上償還）が行われる場合がある旨あらかじめご承知おきくださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 投資信託契約の解約（繰上償還）の理由

当ファンドは、2006年2月23日に設定後、純資産総額は200億円を超えるまでに増加いたしました。その後は減少の一途を辿り、2018年4月末現在で約7億円となっております。当ファンドは、投資信託約款におきまして「Bloomberg Commodity Index（ブルームバーグ商品指数）の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（商品指数連動債）に実質的に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。」と記載しており、それに沿った運用を継続しております。しかしながら、現在の純資産総額や昨今の市況環境・市場動向等により、十分な分散投資を行うことが困難な状況が継続しており、また、今後も規制の強化が求められることも予想されております。このような状況の下、本来の商品性を維持した運用の継続が困難な状況となっております。このため、投資信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了するものです。

2. 繰上償還手続の日程等

①基準日 : 2018年6月7日(木)

②異議申立期間 : 2018年6月7日(木) から 2018年7月17日(火) まで

③繰上償還予定日 : 2018年8月31日(金)

なお、2018年6月6日(水)以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については、上記の異議申立の権利はございませんのでご了承ください。

以 上